

参考資料 1**【ソフトウェア業におけるコンソーシアム方式の受注体制の確立】調査目的と調査フロー****1. 調査目的**

中小ソフトウェア企業の受注拡大のためには、JVの持つ良い面を含み、現状の問題点を解決する対策が必要になっている。つまり、発注者サイドのソフトウェア技術と仕事の仕組みに対する知識向上と監理機能の分業化、地元中小ソフトウェア企業そのものの拡大・育成等の問題を解決しつつ、地元中小ソフトウェア企業への官公需を増進できる対策が求められている。

そこで、その対策として、今回、コンソーシアム方式による受注体制をテーマとして選定し、その確立に取り組むことが本活路開拓事業の目的である。

2. 調査内容

コンソーシアム方式の発注及び受注の実態、問題・課題等について、以下の諸点から明確にする。

【発注者サイド】

行政における官公需の発注の実態（特に、行政サイドにおける発注形態、指名基準）。

行政におけるシステム開発および導入の実態。

コンソーシアム方式の妥当性。

行政が参加可能な、また、協働可能なコンソーシアム方式の実態。

（特に、運営形態、取り決め、管理方法等）
コンソーシアム方式を通じて、発生する頻度の高い問題の理解。

【受注者サイド】

官公需の受注の実態。

（特に、民間事業者サイドから見た従来の官公需の発注に対する認識）。

全国ソフトウェア協同組合連合会加盟各社の商品・サービス実態の把握。

コンソーシアム方式の実態を把握すること

（特に、協定書等の各種規約、構成員間の関係と運営形態、取り決め、管理方法等）

コンソーシアム方式を通じて、発生する頻度の高い問題を理解すること

なお、調査は次頁のフローに沿って進めた。

3. 調査方法

コンソーシアム方式の実態、産官学連携の実態、および行政におけるシステム導入に関するコンソーシアム方式の受け入れ実態等を把握することを目的に、書面調査及びヒアリング調査を実施する。書面調査は、ヒアリング調査の前段階となるものであり、官公需の発注者である行政、受注者であるコンソーシアムに対して郵送方式で行う。その回答に基づき、ヒアリング調査で具体的な内容を掘り下げ、詳細調査を実施する。

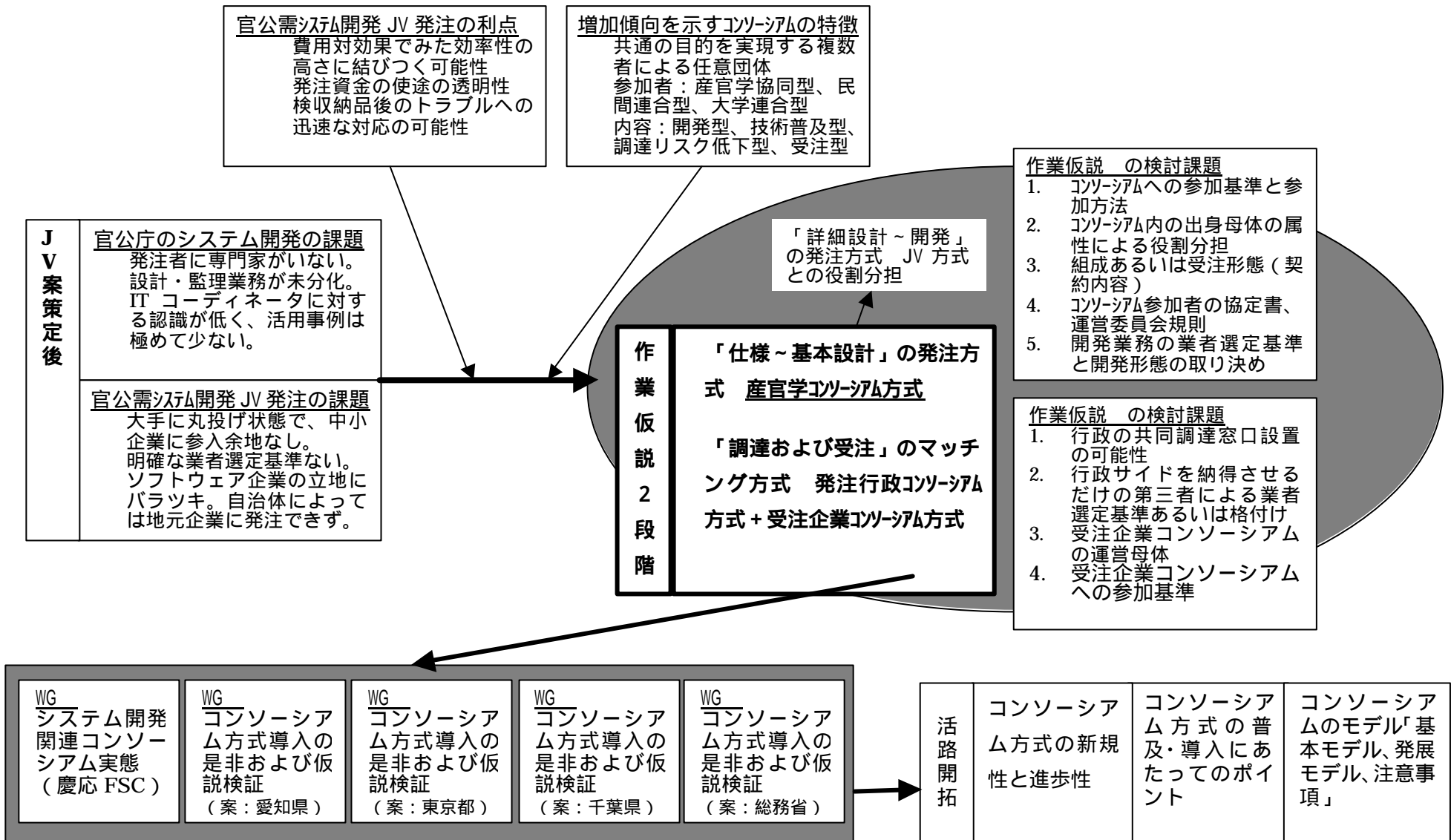
4. 調査対象

- ・慶応SFCにおけるコンソーシアム方式の事例（2自治体における実態調査）
- ・行政ヒアリング：各自治体の情報化の現状（5自治体における現状分析）
- ・官公需のシステム開発について（2自治体における導入実態例の分析）

5. 調査期間

平成13年7月27日～平成13年11月30日

【調査フロー】



参考資料 2

< 活路開拓事業委員会メンバー >

氏名	所属	役職	全国ソフトウェア協同 組合連合会・役職
----	----	----	------------------------

氏名	所属	役職	全国ソフトウェア協同 組合連合会・役職
----	----	----	------------------------

専門委員

櫻井 通晴	専修大学 経営学部	教授	
秋間 升	情報処理振興事業協会	部長	
芝野 治郎	名桜大学 国際学部経営情報学科	教授	
杉原 佳堯	前長野県知事特別秘書官		
鵜飼 宏成	愛知学院大学 経営学部	講師	
長坂 俊成	慶応大学大学院	助教授	
新江 孝	日本大学	助教授	
渡辺 俊輔	明治学院大学	講師	

業界側委員

向 浩一	ITテクノロジー・ソフトウェア開発協同組合	理事長	会長
太田銀一郎	電算ソフトウェア協同組合	理事長	副会長
高橋 勝也	ソフトウェア事業協同組合	理事長	副会長
横尾 良明	首都圏コンピュータ技術者協同組合	理事長	専務理事
都築 美好	コスモソフト協同組合	理事長	理事
安達 幸詔	中央イメージ・テクノロジー研究開発 協同組合	理事長	監事
朝倉 幹雄	北海道ソフトウェア事業協同組合	理事長	理事
浅野 悦司	宮城県ソフトウェア事業協同組合	理事長	監事
町田 辰夫	埼玉県ソフトウェア事業協同組合	理事長	理事
石渡 辰夫	静岡県ソフトウェア事業協同組合	理事長	理事

内村 祐基	ITテクノロジー・ソフトウェア開発協同組合	九州支部長	所属員
仲間 孝雄	沖縄県ソフトウェア協同組合	理事長	参事
岩山 昭憲	広島県西部情報サービス協同組合	理事長	所属員

オブザーバー

山崎 豊	経済産業省 商務情報政策局	情報処理振興課	
越後 正彦	東京都総務局 IT推進室	情報企画主査	
小林 進	株式会社柏崎情報開発センター	部長	
都築 政克	今井悦豊後援会	副会長	
高橋 孝宣	有限会社システムハウスアペンド	代表取締役	

事務局

	現地調査および調査レポート作成担当		
北島 一雄	(株)アクティブジャパン	専務取締役	
藤井 勉	同	研究員	
	ビジョン策定および手引書作成担当		
真杉 幸市	全国ソフトウェア協同組合連合会		事務局
名和 睦	同		事務局

参考資料 3**<活路開拓事業委員会日程>**

第1回本委員会 平成13年7月26日

テーマ：「なぜ、コンソーシアム方式を検討すべきか」

第2回本委員会 平成13年8月20日

テーマ：「官公需システム開発のニーズと行政の関わり方」

第3回本委員会 平成13年11月8日

テーマ：「コンソーシアムのモデルケースの検討」

第4回本委員会 平成13年12月20日

テーマ：「手引書骨子に基づくプレゼンテーション」

第1回ワーキンググループ 平成13年8月3日

テーマ：「慶應義塾大学 SFC のコンソーシアム事例研究」

第2回ワーキンググループ 平成13年9月11日

テーマ：「愛知県へのお伺いとコンソーシアムへの示唆」

第3回ワーキンググループ 平成13年9月14日

テーマ：「東京都へのお伺いとコンソーシアムへの示唆」

第4回ワーキンググループ 平成13年9月25日

テーマ：「千葉県へのお伺いとコンソーシアムへの示唆」

第5回ワーキンググループ 平成13年10月11日

テーマ：「総務省へのお伺いと大阪府池田市の実態調査結果」

参考資料 4

慶應義塾大学 SFC 研究コンソーシアム

1. 研究コンソーシアムの目的

慶應義塾大学は 1994 年、学術研究および技術研究の推進・発展を図ることを目的とし、SFC 研究所と国内外の企業、公共団体他の研究機関等が協力して共同研究・開発を支援し実施していくための組織として「慶應義塾大学湘南藤沢研究協力機構」を設置され、この組織を「SFC 研究コンソーシアム」と称する。

産官学の三者協力による研究体制であり、民間企業、公共団体、政府機関などとの相互交流を図りながら、単独では扱うことが難しい課題を共同研究することによって、優れた研究成果をあげることを目指すことを目的としている。

2. 特徴

大学が中心となって研究テーマを設定し、企業や政府など外部の複数の機関に共同研究を呼びかけ、「相互利益」を前提に大規模な課題に領域を超えて取り組むことが可能となる。その結果、大学の研究者が企業と一対一で進めてきたこれまでの共同研究に比べ、はるかにスケールが大きく広範な学問領域にまたがる総合的な研究を推進できる。

また、社会の知的・人的・物的・制度的な資源

を有効に活用することができると同時に、大学の教育・研究の一層の発展と研究成果の還元を通して、大学の社会的責任の一端を果たすこともできる。

大学におけるコンソーシアムの特徴は、大学の自律性、研究成果の公開、知的所有権の共有、導入資金の透明性、研究者の対等性、基礎研究や萌芽的研究の支援、研究者・学生の育成が明確となる。

3. 研究コンソーシアムのメンバーカテゴリー

(1) 一般メンバー：コンソーシアムの全研究プロジェクトに興味を持つメンバー

原則として年 1 回の説明会に出席し、全研究プロジェクトの計画および研究成果概要報告書の配付を受けることができる。

(2) 研究メンバー：研究テーマに賛同し、研究に参加するメンバー

原則として参加する研究テーマに関する研究成果の全てを取得し、ビジネスにも利用できる(ただし、ビジネスに利用する場合は、その成果の知的所有権に関して、その研究テーマに参加している他の研究メンバーと別途協議を要する)。

また、研究テーマ遂行の必要に応じて、研究テーマ担当者との協議の上、研究を分担する研究員を SFC に派遣できる。

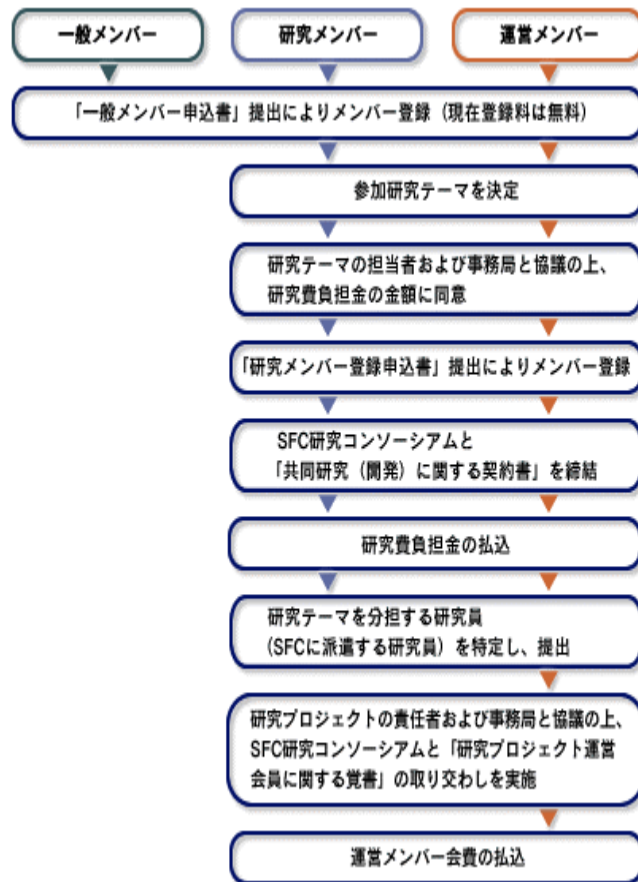
(3) 運営メンバー：研究メンバーであると同時に、研究プロジェクトの運営に参加するメンバー

原則として参加する研究プロジェクトに関する研究成果の全てを取得し、ビジネスに利用できる(ただし、ビジネスに利用する場合は、その成果の知的所有権に関して、その研究プロジェクトに参加している他の運営メンバーおよび当該成果に関与する他の研究メンバーと別途協議を要する)。

(次頁に続く)

4. コンソーシアム実施手続

コンソーシアムへの参加プロセスは以下のフローとなる。



出典：

<http://www.kri.sfc.keio.ac.jp/japanese/research/consortium.html>

参考資料 5

A県における地理情報システム（GIS）に関する調査研究事業における事例

1. 業務の概要

A 県では、これまではGISについて、業務ごと、自治体ごとに検討し取り組んでおり、各々に大きな初期投資負担が生じると共に、データの相互運用によるGISの効果十分に得られない状況があったとの認識に立ち、今後の自治体行政の様々な分野での効果的な導入・活用をめざし、諸課題を解決する方策を検討し取り組むため、平成9年度より「A県GIS導入研究会」(会長：岡部篤行 東京大学教授)を設置し、県内における本格的導入に向け、GISのあり方、具体的導入手法及び技術的課題を研究・検討してきた。

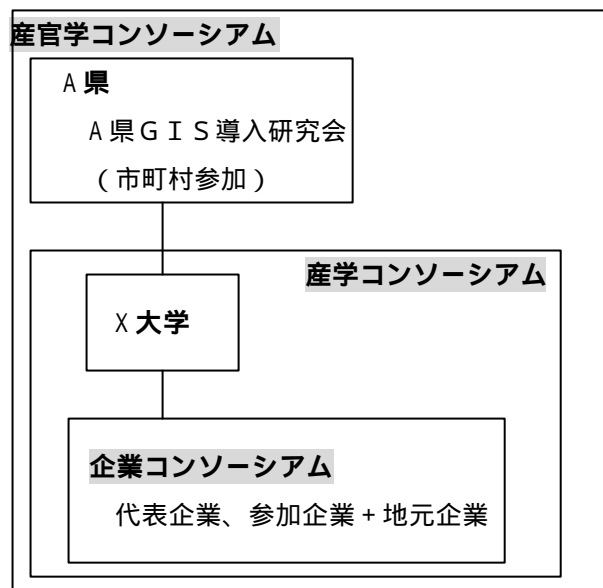
本事業は、平成10年にA県(所管：基盤整備部 情報通信基盤整備室)における地理情報システムの導入推進に係る調査研究事業の一環として、県域レベルの導入指針の策定に資するため、県内モデル地区における実証実験を実施する際に、大学の研究所をコアとしたコンソーシアムにGISモデル実証実験業務を委託したものである。

2. コンソーシアムの構成と契約関係

(1) コンソーシアムの構成

A 県は、X 大学の研究所を実証実験業務の委託先とし、受託した大学の研究所が、モデル事業に参加する民間企業コンソーシアムを公募する。従って、本事業では、大学が公募した企業グループを企業コンソーシアムと呼んでいるが、県から見た場合、実態的には、大学を含む民間企業グループが一つの産学コンソーシアムを構成するものと理解できる。さらに、GIS モデル実証実験に県ならびに基礎自治体が参加することからすると、県、基礎自治体、大学、企業を含む全体が産官学コンソーシアムを構成していることとなる。

重層的なコンソーシアムの構成



なお、採択された民間企業グループには、応募時点では、大企業から構成され地元企業はメンバーでは無かったが、コンソーシアム採択後、大学から実証実験業務遂行上必要とされる地元企業・団体等の参加を適宜要請し、協力して事業が進められている。

(2) 契約関係

A 県は、X 大学研究所に GIS モデル実証実験業務を委託し、受託した大学研究所は、GIS モデル実証実験業務に参加する企業コンソーシアムを公募し、コンソーシアムの代表企業と請負契約を締結する。県と大学との委託契約には、コンソーシアム方式による再請負を義務付ける規定はない。大学と企業コンソーシアムの代表企業との請負契約(調査研究委託契約書)にも、企業コンソーシアムに関する規定はない。なお、企業コンソーシアム代表企業とその他の構成メンバーとの間では、別途、請負契約が締結されるが、企業コンソーシアムの構成メンバー間で、連帯責任等を規定するコンソーシアム協定等は締結されていない。

A 県 X 大学研究所
(委託業務契約書 + 委託業務契約約款)
企業コンソーシアムの代表企業 参加メンバー企業
(請負契約) (請負契約)

術やノウハウの移転などが期待される。

3. コンソーシアム形成までの流れ

○大学による企業コンソーシアムの公募・選定
県と大学との間の委託契約締結後、大学はモデル事業への参加企業を募集（公募）し選定する。企業コンソーシアムは、公募に先立ち、技術やノウハウを有する企業が予め企業コンソーシアムを組織した上で、企業コンソーシアムの代表（民間企業）が応募する。応募時点では、コンソーシアムを構成する企業リストの提示が求められる。大学は予め策定した選定基準に基づき、応募された企業コンソーシアムの中から 1 団体を選定し決定する。

出典：本事例は、県のホームページの情報ならびに、ヒアリング等に基づき取りまとめたものである。

<http://www.pref.gifu.jp/s11690/gis/>

4. コンソーシアムの利点

県の調査研究事業においては、企画段階から大学の専門的知見と幅広い研究開発ネットワークを活用できる。また、大学をインタフェースとすることで、国、複数企業、団体、地元企業等と連携して、事業の柔軟性と機動力が高まる。

地域産業振興との関係では、企業コンソーシアムの柔軟な構成により、地元企業の新規実績作り、受注機会拡大、異業種とのネットワーク形成、技

参考資料 6

B 県「近未来社会対応型情報通信産業振興事業」
のケース

1. 事業の概要

(1) 事業の目的と予算

本事業は、主として公的分野でのソフト需要に応じた情報通信分野の地域産業振興を目的とする施策である。コンソーシアムに類似した発注方式を採用しており、地域の情報通信産業と大学等の研究者から構成される産学連携グループに対し公募方式により公的分野でのソフト需要に対応する研究開発を委託する事業である

近未来社会対応型情報通信産業振興事業（所管：B県企画振興部情報企画課 情報通信産業グループ）は、公的分野でのソフト需要に応じた地域産業の底上げを図り、情報技術者の育成にも積極的に貢献していくため、企業が大学等の研究者と連携した形で、先進的なソフトウェア・コンテンツの制作やコンピュータネットワークの構築に先駆的に取り組む機会を提供し、この地域を情報通信産業の一つの中心とすることを目的として、B県における2005年頃の近未来に行政の事務効率化や県民生活の向上に役立つソフトウェアやネットワークなどの実験開発を産学交流に取り組んでいるグループに委託し、その成果を地域に提供する

ものである。

本事業は平成10年より継続して実施されており、開発期間は1年未満で一事業あたりの委託費上限は500万円の範囲内とされる。単年度の事業であるが、提案書の中には、次年度以降の開発計画も記載することが求められており、継続的な委託についても配慮がなされているものと見られる。

(2) 審査方法

学識者から構成される近未来研究会（県内の大学教授4名から構成）は、本事業の目的に即して、応募時点で公表されている以下の3つの重点評価基準に配慮して総合的に評価し、審査の課程において、必要に応じヒアリング等を行なうことがある。採択は、近未来研究会の評価を踏まえて、県が決定する。

○地域性：この地域の産業振興及び情報化の推進に寄与する地域性を有していること。具体的に地域性とは、研究開発の中心地、研究対象、活用範囲等のことである。

○公共性：社会に貢献できる、公共性の高いものであること。また、民間より公共が行う方が適切なものであること。

○実施体制：研究開発を実施する上での技術的能力を有し、かつ、研究資金を適正に経理する能力を有していること。

(3) 平成12年の採択事業の例

○事業名：「環境共生のための里山モニタリングの統合 - ビジュアルコンテンツによる里山の現在・過去・未来の表現 - 」

○研究開発グループ：県内企業4社、県外企業1社、県内大学1校、県外大学3校。県内企業1社が代表企業をつとめる。大学は教員による参加となる。

○事業概要：この研究開発では、衛星・航空機等の各種先端的リモートセンシングを用いた高解像度解析による里山の「現在」の様子と、航空写真から復元した「過去」の変遷から、「未来」の里山の自然環境を予測するためのシステム開発を目指す。今年度は、環境共生の議論に向けて、これまでに蓄積した画像・観測データを、ホームページを通じて広く一般に公開・提供できるように、ビジュアルコンテンツの作成を行う。

なお、本研究開発グループは、平成10年、11年にも同一テーマにつき、同事業に連続して採択されており、各年の研究開発段階に応じて代表企業とメンバー構成を再編している。

2. コンソーシアムの構成と契約関係

(1) コンソーシアムの構成

本事業の公募資格としては、企業及び大学等の

開拓を図る旨が記載されたものが見られ、企業サイドとしての利点が窺える。

一方、行政側からみた視点としては、近未来型の公的ソフトウェアやコンテンツにつき、民間の活力やアイデアを活かしつつ、地域の情報化や情報産業の振興にも寄与するものと考えられる。また、地域の中小企業への単独発注の場合予想されるリスクを回避する仕組み（委託契約上の履行保証や成果の技術的先進性や品質等の担保等）としても評価される。研究開発型事業の特徴として、開発フェーズによって必要となる技術や知見がことなることから、委託契約締結以降も県の承認が前提となるものの、柔軟に構成メンバーを変更できるなどにより、効果的に研究開発を推進することが可能となる。

出典：本事例は、B 県のホームページの情報ならびに、ヒアリング等に基づき取りまとめたものである。

<http://www.pref.aichi.jp/joho/kinmirai/1-koubo.html>

<http://www.pref.aichi.jp/joho/kinmirai/saitaku2.html>

<http://www.pref.aichi.jp/joho/kinmirai/1-kinyuoryo.html>

参考資料 7

日時： 2001/10/30

場所： 池田市役所 IT政策課

先方： 池田市 IT政策課

主幹 野村 靖仁 主事 石井 伸之

当方： ACTIVE JAPAN 藤井 勉

1. ヒアリング調査の目的

「情報化の先進的な取り組みを行う行政としてコンソーシアムの提案についてご意見をいただく」

2. 質問の項目

池田市における情報化の先進的な取り組みについて

中小ソフトハウスへの過去の発注経験について

コンソーシアムのモデルケースについて池田市の取り組みをふまえて一緒に検討していただきたい

A. 市町村合併におけるシステム統合

B. 電子自治体の推進

C. 福祉サービスの充実

3. ヒアリング調査結果**池田市における情報化の先進的な取り組みについて**

・池田市の情報化に対する姿勢としては、システム構築が目的ではなく、どのようなサービスを提供するかに主眼を置いている。「とよのネット」については、「とよの地区」と言われる池田市の周辺地域で何か情報発信の基盤構築ができないかという思いで地域のポータルサイトを作った。

「ペット型ロボ」についても、池田市のIT政策課で考えた案を実現させる為に、全庁的な協力もあって実現に動き出した。

中小ソフトハウスへの過去の発注経験について

・福祉関連の小さなシステムについては、地元の中小ソフトハウスへの発注はあった。しかし、特に地域産業の活性化と言う事から地元中小企業への発注を検討した経験もない。

コンソーシアムのモデルケースについて池田市の取り組みをふまえて一緒に検討していただきたい

【A. 市町村合併におけるシステム統合】

・「とよのネット」については、池田市を中心に他の自治体の協力を得てシステム化を行った。現在は豊能地区市長町長連絡会議の「とよのネット」部会として、プロジェクト化されている。これは形を変えたコンソーシアムと言える。池田市としては、システム構築を行っているうちにコンソーシアムのような形態になったのであって、最初にあったのはコンセプトだけである。各市町のページの作成はそれぞれの市町に任せ発注でそれぞれ違った業者の作成となっている。そして、それを統合する形で集約したものが、ポータルサイトの展開となっていった。

コンソーシアムのモデルケースと同じような形態となるが「とよのネット」に関しては池田市が中心となり、総括的にコーディネーター的な役割を担っていった。おそらく最初からコンソーシアムの形成を全面に打出すと、いろいろな利害関係が邪魔をしたのではないかと思う。ちなみに「とよのネット」はポータルサイト的な運用であり、それぞれの市町村が作成したページにリンクを張るだけであるから、各市町村にとっても採りかかり易い内容であり、やり易いからこそ初められた。

コンソーシアムを想定して行政は最終的にどのようなサービス提供がしたいのと言う明確なコンセプトを持つことと、それについて大学教授な

どが理論的な観点からバックアップしていくことが、コンソーシアム方式でシステムの基本設計を行うポイントだと思う。それ以後は、実際のシステム運用に関係しない業者が、詳細設計を担当する必要がある。運用保守についてはシステム構築を行った業者が、担当するべきであると思う。そうでないとトラブルに対する対処が難しい。ハード保守については、ハードウェアのメーカー分離して発注することも想定される。

【B．電子自治体の推進】

・電子自治体に関する取り組みについては、現在それに対応する基盤作りのみを行っている。なぜかと言えば e-JAPAN の構想に基づくシステム構築において、原本性の確保や個人認証・組織認証方式の確立について明確になった時点での展開を考慮しているからで、このようなシステムの根幹にかかる部分が不明確な時に不用意に動くべきではないと考えている。今行えることは、今後の電子自治体構想で自治体内の各課が、しっかりとしたサービス提供のビジョンを持ってシステム構築を行えるような担当職員を育成する研修を行うことである。つまり、行政がどのようなサービスを提供したいか明確にすることである。

コンソーシアムを想定して電子自治体をつくるのが目的ではなく行政がどのようなサービスを提供するかが重要となる。その提供するサービスに

ついでのビジョンを明確にしていけるようにコンソーシアムの中で議論がされることがポイントだと思う。そして、そのような議論の中では行政に対する批判も多く出てくるであろうが、そのような問題もクリアーにしていくつもりで、行政サイドもやる気になってコンソーシアムに取り組む必要があると思う。そして、最終的には組織全体の見直しとワークフローの再構築をしていく事が正しいステップアップではないかと思う。

【C．福祉サービスの充実】

・「ペット型ロボ」については、現在実証実験中であり、福祉サービス事業者が高齢者に対する具体的なサービスを担い構築の仕様については、総務省の認可法人である通信・放送機構と池田市が協同で検討を行っている。したがって、この「ペット型ロボ」のケースでコンソーシアムを想定するのは難しいが、他の福祉関連のシステム構築についてはコンソーシアムが作りやすいのではないかと思う。そしてコンソーシアムを広めていくためにはある程度のインパクトが必要であると思う。

コンソーシアムを想定して

コンソーシアムについては、行政がコーディネートをするべきであると思う。もうひとつの選択肢としては、市民の NPO がリーダーシップを取ることでも可能ではあるが、その場合も NPO 団体と

行政が共同してリーダーシップを発揮するべきではないかと思う。また、システム構築を行う業者がリーダーシップを取ることは難しいと思う。

以上

参考資料 8

日時： 2001/7/18

先方： N市 情報担当部局

当方： 鷓飼 藤井

1. ヒアリング調査の目的

「N市の情報化推進体制と発注のあり方」

2. ヒアリング調査結果の概要

N市のヒアリング調査結果のポイントは以下の点になる。

発注基準は3300万円以上が一般競争入札でそれ未満は指名競争入札である。指名では登録業者より選定するが判定基準が実績から地元企業の落札はない。

N市役所（行政）内において情報技術に関する専門家はいない。

N市の発注プロセスにおいて適切な価格が把握されていない。

コンソーシアム・ジョイントベンチャー方式による発注経験はなく検討されたこともない。

地域情報化については構想段階である。大学の先生もアドバイザーに入るが具体的な導入イメージはまだ検討されていない。

3. ヒアリング調査結果

【N市におけるシステムの発注プロセスと発注基準について】

- ・N市におけるシステム導入の一般的な発注プロセスは以下の通りである。

N市で必要とされるシステムの立案

（N市の発案）

具体的なシステムの内容について調査

コンペ方式で一般企業が入札

システムの開発

3300万円以上だと一般競争入札

3300万円未満だと指名競争入札

* 開発の発注前にはシステムの仕様についての評価をする機関が存在する

* システムの調査とシステム開発は別々の業者が請負う事が多い。

【競争入札の具体的な内容と現状】

・一般競争入札では公募により全国どこからでも入札が可能である。指名競争入札では、登録業者からの選定になるが評価は業績重視のため地元企業への選定はなされていない。また、登録においても技術的な評価のランク付けはされておらずN市以外からの登録も可能である。

【具体的な発注先は大手企業が多いのか？地元企業にも発注するのか？】

・ほとんどの発注が大手になるようである。理由としては、やはり実績と信頼からによるものである。地元企業への発注を検討する場合の問題点は、市が地元企業を把握していない事と地元企業の能力評価が難しいと言ったことにあるようである。また地元企業が受託する場合があっても大手企業としての仕事の受託になっているようで実績としての評価につながらない。（地元企業の受託についてN市は確実に把握しているわけではない）

【発注プロセスにおける技術的な認識について】

・N市役所内において技術的な専門家はいない、しかしN市（発注者サイド）としては発注プロセスの中においてシステム調査の段階で委託業者にコンサルタント的な役割を担ってもらう事と開発

に入る前段階での審査によるところで技術的な認識不足はフォローしている。N市としてもシステム調査会社の選定や入札業者の選定においての技術的な側面からの評価などについては正当に行えているか不安が残るところである。

【トラブル発生の対処について】

・リースしているパソコンなどハード面におけるトラブルについては、発注する入札段階で「何分以内に対処可能な事」と選定基準がある。そして、システムなどソフト面においては業者の常駐となっている。現状ではトラブル発生時におけるストレスは感じていないようである。だが、常駐することによるコスト高は考えられるところである。

【適正価格の理解について】

・発注プロセスにおいて、またオペレーション段階における適正価格の把握については、上記でも示してきたように技術的な専門家がいないうちや常駐によるコスト高の心配など、適正価格を把握することについてまだ課題が残る。

【コンソーシアムとJV方式の発注について】

・JV方式での発注経験はなく検討されたこともないようである。しかし、一般競争入札においてあらかじめJV方式での入札申請があればJV方式での入札も可能である。そして、指名競争入札

については登録してある企業の評価もできてないところからJV方式での入札方法の検討は現状では難しい。地元企業への発注を促すと言った観点から考えてみるとJV方式やコンソーシアム方式の発注も検討すべきではないかと思う。

【地域情報化の現状について】

・N市の地域情報化推進の状況については、2005年を目指した構想段階である。N市情報化プラン作成にあたっては大学教授のアドバイザーとしての参加もあるが具体的な導入イメージまで検討はなされていないようである。情報化プランの中では、教育・福祉・産業など各分野の情報化施策の展開例は示されているが具体的な計画段階にはないようである。

【市役所内の情報化検討について】

・N市役所内での情報化については国の政策でも挙げられている電子市役所の推進について検討されている。こちらも、具体的な実施計画の検討に移っているが思うように進んでいないのが現状である。実際、市役所内の紙による情報のデジタル化も進んでいないようである。これは、情報化に対する必要性の認識がトップを始め市役所内でも低いのが原因であるようだ。

最後にインタビューの感触として

N市の情報化推進担当部局では、今後情報化の

実施計画の立案に向けて答えを模索しているようである。その上においてコンソーシアムの形成なども課題解決の一つの道筋となる可能性も感じてもらえたようである。

以上

参考資料 9

日時： 2001/7/21

先方： G市情報ネットワークセンター

当方： 鷓飼 藤井

1. ヒアリング調査の目的

「中小基礎自治体の情報化推進の実態」

2. G市について

(G市の情報化推進状況の一般的な見解とG市の意見)

他の自治体からは、G市は先進的であると見られている。例えば市内に情報ネットワークセンターを建設して住民にパソコンの利用を促している。また、県内の自治体において最初にHPを立ち上げるなど、現在も電子調達の実験に取り組んでいる。このように地域における情報化に力を入れていることを感じさせる。

G市側としては取り組みが早かったことと、トップの意識が情報化に関心があった事が地域情報化を進めた要因と考えている。

3. ヒアリング調査結果の概要

G市のヒアリング調査結果のポイントは以下の点になる。

基幹システムの導入は終え地域情報化のフェーズに移っている

発注基準は指名競争入札で業者登録を終えた者に対して行われている。とはいえ、売り込みのある業者に対して行われている。

一から設計するのではなくパッケージの導入がほとんどである。金額自体もそれ程高くない。

情報化推進の検討体制は関連各部署と情報化推進室の検討によって行われる。

外部の専門家を入れるのではなく使い勝手の良いパッケージ商品を購入することに主眼がおかれる

売り込みする以外の企業の情報量が少なすぎてわからない(業務内容・実績など)

G市においては現状のシステム導入の考え方を基本にすると産・官・学(コンソーシアム)は必要ないと判断される。あえて必要な領域は「今までにないシステムの開発・導入」を図る時には必要性は感じられる。

G市からの示唆として業者からのプロモーションに受注業者におけるコンソーシアムの可能性があるかもしれない。

4. ヒアリングの調査結果

【G市のシステム導入の現状について】

G市におけるシステムの導入状況は、ほぼ基幹システムの導入は終えて、地域の情報化のフェーズに移っている。基幹システムとは、住民基本台帳や税務システムであり市役所内の財務システムなどである。地域の情報化フェーズで実施または検討されているシステムは介護・福祉システムや水道に関するシステム、図書館内の情報システムについてである。ですが、G市としては基幹システムの見直しも必要であろうと考えている。それは、例えばネットワークにより市役所に行かなくても申請ができるシステムの開発であるとか、地域住民に対しての情報公開などについてである。

【いままでの基幹システムの発注プロセスについて】

最初は、地域の自治体でソフト開発の第3セクターを設立してそちらに発注していた。その後導入されてきたシステムの発注基準については、指名競争入札で業者登録を終えた者にたいして行

われてきた。しかし、実際に指名されるのは市役所に売り込みにくる業者であったりシステムについてのフェアを開いて営業をするような業者であったりする。つまり、発注者サイドとしてはシステムの内容がよりわかりやすく説明されて金額が安く保守のしっかりした業者への発注を考えてしまう。

大手（ネームバリューのある企業）の開発したパッケージ商品を今まで基幹システムから地域情報におけるシステムにおいても導入してきた。

【パッケージ商品を導入する主な理由】

・まず、パッケージ商品の方が実装しているところが見られるので内容がわかりやすい。そして、システムの内容は開発業者が専門で研究してくれていると思うので、あえてこちらが技術的なことの研究などは必要ない。G市のような小さな自治体が一からシステムを開発してもらったのではコスト高になってしまうように思う。導入するシステムの金額も低い（数100万～1000万円）

G市はあくまでユーザーサイドの視点からシステムを見ている

【いままでのシステム導入の検討について】

・システムの導入の検討については、主に関連部

署が行い、G市情報ネットワークセンター（情報推進担当）が音頭をとるようなことはそれほどなく助言を与えることや一緒に検討するなどさまざまである。

・G市においては、地域の情報化推進計画のようなモノは作成しておらず、随時システム導入の検討が出て来たら各部署で検討していくようになっている。つまり、常に具体的な実施計画から入っている。しかし今後は、電子自治体の整備に向けて何らかの推進計画を検討する予定。

・システム（パッケージ商品など）の検討内容については、システムが使い勝手が良いものか？値段が安いのか？（費用対効果が妥当か？）保守はしっかりしているか？そして、やはり実績を見る。

どのパッケージのシステムが良いかと実績を検討する。

【実績が乏しい中小企業への発注可能性について】

・主に、大手の開発したパッケージ商品の導入がされてきたG市が中小の企業への発注を考えた際に問題となってくるのが情報量の少なさである。例えば、業者登録では業務内容はシステム開発と書かれ、業績は記入されてない。これでは、ネームバリューのない企業に対しての発注は尻込みしてしまう。しかし、大小問わず良いものは良いと

評価されるべきであると考えている。そして、発注者としての立場から上記で示したようにシステムの内容がわかるモノに安心がおけて、費用対効果の面からしてコストの安いものが良いと評価される。

【コンソーシアム（産学官の可能性について）】

・G市においてコンソーシアムの形式をとる必要性を感じることはできないようである。理由としては、情報化推進計画の作成がされていないので次のステップで産官学での実施計画の検討は必要でない。システムの導入検討については、あくまで使う側として関連部署と検討して既にあるシステムの良いものを探す。ただし今後、「いままでにないシステムの開発・導入」についてはコンソーシアムの形態の有能性を感じる。またG市が情報化への取り組みにより積極的になり、地域をあげての情報化推進に対するコンセンサスが取れるのなら可能性を感じる。とは言え、G市では「いままでにないシステム開発として」ICカードの開発に取り組んでいる。

・ICカードはと開発プロジェクトを組んで開発している。完成して発注になれば独自技術として特命発注になる可能性も高い。

・ ICカードについては別途同地域の自治体が集まって IC カードについて産官学（コンソーシアム）で開発を進めている。

G市からの示唆として業者からのプロモーションに受注業者におけるコンソーシアム形成の可能性があるかもしれない。

【今後の対住民サービスについて】

- ・ 電 子 調 達 シ ス テ ム の 実 験
（実験段階）
- ・ 市の施設の予約をWebでできるようにするシステムを情報ネットワークセンターについては、Webからの予約を可能として今後随時、他の施設も対応可能とする予定でいる。しかし、財政状況が悪く、なかなか思うように情報化が進まないのが現状である。

以上

参考資料 10

日時： 2001/7/19

先方： N町 情報化担当

当方： 藤井

1. ヒアリング調査の目的

「中小基礎自治体の情報化推進の実態」

2. ヒアリング調査結果の概要

地域情報化計画は大学教授を交えて作成してきたが、次の段階の具体的な実施プランまで決定されていない。

役場内の情報化よりも地域住民に対する情報化サービスを優先させている。

いままで導入されたシステムの発注については、つながりのある企業への発注やコンペ方式による入札などさまざまであった。

システムの導入に対する検討は、役場内の関連部署だけで行われてきた。

地元中小企業に対する発注を検討する際には、地元企業の把握と業績評価が難しい。

行政サイドに立ってシステムの企画立案から発注、運用にいたるまで技術的な面からの助言をしてくれるような人材の必要性を感じている。

コンソーシアムの形成（発注プロセスから運用までを想定して）についても参加企業の選定が難しいように思う。

3. ヒアリングの調査結果**【N町の情報化推進状況】**

・N町における情報化の概要図は下記に示す通りである。

地域情報化計画**推進計画****各システムの実施計画**

・N町では、地域情報化計画を大学教授も交え、また民間企業も交えて策定した。そして、次に検討されるべきは実施に向けての推進計画だが現在はその段階である。

【具体的に推進計画の中で検討されている事業について】

・現在検討中の推進計画では、具体的に次の事業について検討がされている。

・福祉についてのシステム 現在「福祉センター」の建設が予定されているため。

・交通情報ならびに地域情報の発信 博覧会の開催に向けて検討されている。

・電子自治体への取り組み 政府による政策（e-Japan）があるため

・これらの事業が主に検討されているがその他、防災・教育などについても事業案が策定されている。ただし、どの事業も具体的なシステムの検討には、まだ入っていない。

【既に実施されてきた情報化について】

* 地域情報化計画の策定前において

A. 住民サービスの情報化

N町では、1998年よりCATVにおいて町の情報番組を組み入れ、第二の広報手段として住民に情報発信をしている。そして、CATV事業者と協力をして加入者に助成を行っている。2001年現在では全戸の30%が加入している。

B．役場内の情報化について

N町役場内においていままで導入されたシステムは大きく2つある。一つは、「住民基本台帳」のデータベースの構築である。そしてもう一つは、「財務会計処理システム」である。その他、ハードの導入やソフトウェア（パッケージなど）の導入などは各課で検討されて導入されている。

・N町役場は情報化に対して税金を投入するため、役場内の情報化よりも住民サービスに対する情報化を優先させて検討している。

【役場内に導入されたシステムの発注プロセスと検討について】

・役場内に導入された2つのシステムの発注プロセスは、一つ目の「住民基本台帳のデータベース」については昔から繋がりのある企業に対して行われた。そして、二つ目の「財務会計処理システム」についてはコンペ方式の競争入札で行われた。コンペ方式の採用についてはシステムの内容と値段を検討するためである。特にシステムについては内容が重要であり、システムの内容の検討を一番においた。

最終的な発注の決定は、提案された内容をシステムの導入に関連する部署が検討をして決定した。結果としては、信頼性の高い大手へと発注をした。

【地元中小企業への発注可能性について】

・そもそも、地元企業のソフト会社の把握が難しい。指名競争入札については、業者登録を行うがその中において、地元企業であることを問われない。そして、登録において企業の業績も問われず具体的な評価もされないの、中小企業に対しての発注は不安が大きい。しかし、良いシステムであるのなら大小問わず受け入れられるべきである。

総じて、中小企業の情報量の少なさとそこからくる信頼の欠如が課題としてある。

【システムの評価などにおける役場内での情報技術者の人材について】

・N町役場では、システムについて技術的な面からの評価や発注から運用までの技術的な見解など、コンサルタント的な観点で助言を与えてくれる人材の必要性を感じている。そうする事により、地元中小企業の業績評価やシステム評価へとつながり行政の抱く中小企業への不安の解消になる可能性もある。

・また、システム全体の保守を担当してくれる企業ならびに人材の採用も検討したい。

【コンソーシアム・JVの可能性について】

・コンソーシアムやJVについても、形成する際の参加企業の選定が難しいと思う。つまり、そもそも、業者の情報量が少ない中でどの基準で参加可能かを判断するのは困難である。

・情報系を中心としたベンチャー育成は将来的検討課題であり、そうしたインキュベーター拠点を行政と民間が共同でつくれば共同企業体（JV）も可能となるのではないかと。

・しかし、新取り組みをする為のコンソーシアムの形成なら今後考えられる。N町もITS（高度道路交通システム）に関する共同研究（コンソーシアム）に参加している。

以上